

## 4. 調査研究2 協力園訪問調査の結果

障害のある幼児などの個別の指導計画の作成・運用に際して、幼稚園等が行っている取り組みを調査することを目的として、協力園への訪問調査を行った。訪問調査では、園長や特別支援教育コーディネーターを対象に個別の指導計画の作成や運用に係るインタビューを実施し、実際の指導場面や、園内で実践されている環境面での工夫等の観察を行った。訪問調査の結果として、調査対象園の基礎情報、障害のある幼児などの在籍状況、個別の指導計画の様式・作成手順・運用と活用方法、特別支援教育コーディネーターの役割、支援会議の実施状況、外部の専門機関との連携、園独自の取り組み等を示した。ただし、障害のある幼児などに対する支援の方法等は園によって異なるため、調査結果の報告内容も園によって異なる。

### (1) 訪問調査協力園一覧

全国の幼稚園等のなかから、個別の指導計画を作成し運用している園、または、教師間での情報共有システムを構築し日々の幼稚園教育に活用している園を6園抽出し、訪問調査を実施した。本研究で訪問した園は以下の通りである(表4-1)。

表4-1 訪問調査協力園一覧

園名	園の類型	設置主体	園の特色
中央区立明石幼稚園 (東京都中央区)	幼稚園	公立	担任教師が区指定様式の個別の指導計画を作成、園全体で情報を共有しサポートし合う
阿久根めぐみこども園 (鹿児島県阿久根市)	幼保連携型認定こども園	私立	特別支援教育コーディネーターが中心となって個別の指導計画を作成・運用する
ほくぶ幼稚園 (熊本県熊本市)	幼保連携型認定こども園	私立	幼児理解を重視した独自の様式で担任教師が作成し「今」必要な対応を共有する
まんとみ幼稚園 (東京都江東区)	幼稚園	私立	全ての幼児に対してこまめに記録を取り、教師間で共有するシステムを構築している
認定向山こども園 (宮城県仙台市)	幼保連携型認定こども園	私立	ICTを活用したデジタル記録を採用し、作成の効率化と情報共有を重視する
武蔵野東第一・第二幼稚園(東京都武蔵野市)	幼稚園	私立	長年にわたるインクルーシブ教育の実践を生かした独自の指導計画を作成・運用する

### (2) 調査結果(個別の指導計画の作成と運用に関する各園の取り組み)

担任教師が区指定書式の個別の指導計画を作成、園全体で情報を共有しサポートし合う

## 中央区立明石幼稚園

園長 1名

主任教諭 1名

教諭 6名

主事 1名

特別支援教育補佐員 4名

保育補助員 1名

保育士（預かり保育） 6名

事務補佐 1名

園の基礎情報	
設置者	公立
類型	幼稚園
教育時間・保育時間	9:00~14:00（5時間）

園児数（令和元年度）

3歳児りす組 16名

3歳児ことり組 16名

3歳児こあら組 15名

4歳児うさぎ組 25名

4歳児ぱんだ組 25名

5歳児きりん組 31名

計 128名

（令和2年2月現在）

### ○園の状況

#### ●支援を要する幼児数

障害の診断を受けている幼児は5歳児クラスの1名のみ。診断は受けていないが、教師側が支援の必要性を感じ、個別の指導計画を作成している幼児は3歳児クラス6名、4歳児クラス4名、5歳児クラス2名の計12名。

#### ●支援会議の開催

「園内委員会」を月1回程度開催している。出席者は、担任教師、特別支援コーディネーター（主任）、特別支援教育補佐員（中央区の制度による配置、特別支援児に個別に関わる担当者）4名、保育補助員（担任教師の補佐を担当）、園長。それぞれの幼児について担任教師が困っていることを中心に、どのように支援していったらよいかなどについて話し合う。教師にとっては、特別支援教育に詳しい園長から様々な助言がもらえる場になっている。

## ○個別の指導計画について

担任教師が区の書式に従い作成。スクールカウンセラーや特別支援教育アドバイザーが来園する際、個別の指導計画の中で「特にここが気になる」という箇所にマーカーを引いたものを渡し、そこを中心に見てもらいながら指導・助言を受ける。

### ●作成手順

- ・個別の指導計画は学期に一度、担任教師が作成する。
- ・日々の記録から個別の指導計画に落とし込む。
- ・クラスの補佐員がノートに書き溜めている特別支援児の記録も参考にする。

### ●書式

- ・中央区指定の書式による。
- ・記入項目として、「保護者の願い」「担任の願い」「基本の生活習慣」「社会性」「対人関係」「運動・動作」「言語」「その他」等の欄がある。(「個別の目標」を記入する欄は無い。)
- ・「願い」欄は面談等で保護者から聞き取った内容と担任教師の願いをそれぞれ記入する。
- ・現状と課題について、担任教師が今の幼児の様子から必要な項目を記載していく。

### ●運用と活用

- ・担任教師にとっては、書くことで幼児との関係性（どのような関係性の中でこのようなことが起きているか）が見えてくる。意識化して言葉に書き表すことが次の保育に反映される。
- ・園全体で情報共有できる。
- ・学期に一度、3年間書いているため、その幼児の様子が把握しやすく、記録を通して成長がわかるのが嬉しい。
- ・園内でスクールカウンセラーや特別支援教育アドバイザーに相談する時、個別の指導計画に書かれたたくさんの情報の中の「ここ」とマーカーしている点を中心に指導してもらう。

## ●特別支援コーディネーターの役割

- ・スクールカウンセラーや特別支援教育アドバイザーとの連絡調整を行う。
- ・園内委員会でどのようなことを話すかを事前に考えたり、当日の進行をしたりする。
- ・園内で情報や有効な関わり方を共有してできるだけ園全体で見ていくようにする。担任一人で抱え込まないように、担任が困っていることが園全体に伝わるようにする。
- ・担任教師が特別支援教育アドバイザーから助言を受けている間、担任の代理を担当する。

## ●担任教師にとって必要な項目に絞り、必要な分量を記載(作成の効率化)

書式に従って作成するが、全ての項目を埋めるのではなく、担任教師の困っていることや課題となっている項目についてのみ記載する。記載する内容や分量も作成者に任されており、各担任により記載内容の細かさや分量は様々である。



## ○外部の専門機関との連携

- ・ 区のスクールカウンセラー (同敷地内の小学校に週 1 回訪問のうち) 月 1 回来園。  
保育観察をしてもらい、担任教師が相談する。
- ・ 区の特別支援教育アドバイザー 年 3 回来園。内 1 回午前中、各クラスを回って支援を要する幼児の様子を実際に見てもらいながら、担任教師が直接アドバイスを受ける。
- ・ 発達支援センター 個別の教育支援計画(育ちのサポートカルテ)を共有。  
園児の療育の様子を見せてもらいに行ったりする。

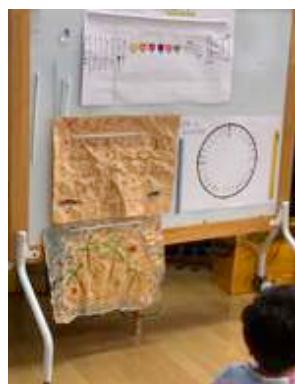
## ○独自の取り組み

### ● 園内の連携体制



担任教師と補佐員が連携を取りながら、クラスの特別な支援を要する幼児にとっても、周りの幼児にとっても、よい学級運営ができるよう、園長と特別支援コーディネーターが協力してサポートしている。

### ● 環境面での工夫・配慮



刺激が多いと動きが激しくなってしまう幼児のために、絵本コーナーや園長室など刺激が少なく落ち着いて過ごせる場所を活用したり、他の情報をなくすために衝立を使ったり、他児が目に入らないように教師が壁になるよう位置取りしたりしている。

### ● 区の独自のサポートシステム

区のスクールカウンセラー・特別支援教育アドバイザーによる巡回指導では直接専門的なアドバイスがもらえる。また、教育委員会による特別支援コーディネーター・特別支援教育補佐員対象の研修会や施設見学会などが年に数回用意されており、学びの機会が保障されている。

**特別支援教育コーディネーターが中心となって個別の指導計画を作成・運用する**

## 阿久根めぐみこども園（幼保連携型認定こども園）

園長 1名

副園長 1名

(特別支援教育コーディネーター兼任)

主幹保育教諭 1名

指導保育教諭 1名

保育教諭（常勤）9名

(非常勤) 14名

園の基礎情報	
設置者	私立
類型	幼保連携型認定こども園
教育時間・保育時間	9:00 から 15:00 (延長保育 19:00まで)

### 幼児数と教員配置

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼児数	5	11	22	20	22	23	103
担当教師	2	3	4	2	2	2	16
フリー教師		1			1		2

## ○園の状況

### ●支援を要する幼児数

障害の診断を受けている幼児は3名。地域の療育機関と並行通園を行っている幼児は9名。その他、発達相談等において、「障害の疑い」の指摘を受けた幼児が複数名在園している。発達障害の他、難聴の幼児も在籍している。

### ●支援会議の開催

子供の「困った」を見つけたら、教職員のスケジュールを調整し、ケース会議を開くようにしている。緊急度が高い場合は、園長、副園長（特別支援教育コーディネーター）、担任教諭、主任教諭が集まって開催する。指導中の空き時間を利用して、教員同士の簡単な打ち合わせを行うこともある。また、保護者が外部で相談した内容を園と共有したいという申し出があれば、その都度対応する。

## ○個別の指導計画について

特別支援教育コーディネーターが中心となって、担任教諭、保護者とともに個別の指導計画を作成する。関係機関向け資料とリンクさせることで、作成にかかる時間の短縮を図っている。

### ●作成手順

- ・個別の指導計画の作成は、特別支援教育コーディネーターが担当。
- ・計画の内容は、担任や保護者と相談して決定。
- ・作成するときは、学級担任の日々の記録と保護者からの要望を参考にする。

### ●書式

- ・県の書式のものを参考にして、園でオリジナルの書式を作成。
- ・小学校進学を見据えて必要な情報を精選し、記載する内容を少なくした。
- ・長期的な目標と短期的な目標をわけて記載する。
- ・対象となる子供の特徴的な部分に焦点可するのではなく、その子供の育ちについて、体・心・生活・人間関係などの広い視点から記載することを重視している。

### ●運用と活用

- ・その子供が、どこまで育っているか、過去にどういった育ちが見られたかといった内容を振り返ることができる。
- ・書き出してみるとことによって、子供の課題が明らかになり、それに対して教員がどういった関わりをしてきたかということや、教員の関わりとして足りていなかった部分に気付かされることがある。
- ・当該の児童がどのように育ってきたのか、どのような支援があると力を発揮できるのかといった内容を進学先となる小学校に伝える際に活用する。

## ●特別支援教育コーディネーターの役割

個別の指導計画の作成に関する捉え方が職員間で統一されておらず、ついネガティブな内容ばかりを記入してしまうことがあったため、現在は特別支援教育コーディネーターが中心となって作成を進めている。数年後は、全ての教員が作成できるようにする予定。

## ●他の記録との紐付け（作成の効率化）

外部の関係機関（巡回相談、療育センター、教育委員会）との連携のために作成する資料\*に記載した内容を、個別の指導計画に転記してもよいこととしている。たとえば、巡回相談専門員が来園した際に提示する資料には、対象となる子供の基礎情報やその時点での育ちなどを記入し、それを個別の指導計画内の項目に転記することを認めている。そうすることによって、個別の指導計画に子供の情報が集約されていく。

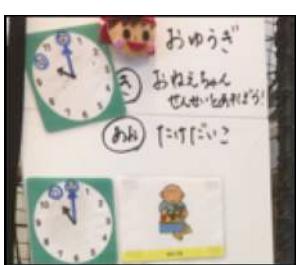
\*「巡回相談事前シート」「療育センターへの引き継ぎ資料」「移行支援シート」「幼小連携引き継ぎ資料」



## ○外部の専門機関との連携

- ・ 保健師 保護者の了承のもとで、入園する前の子供や保護者の情報を引き継ぐ。
- ・ 教育委員会 就学に向けて子供や保護者が相談をする。保護者の了承のもとで、園から情報提供を行うこともある。
- ・ 療育機関 子供の療育や保護者の相談に応じる。療育機関が主催するケース会議に特別支援教育コーディネーターが出席し、情報交換を行う(半年に1回程度)。療育機関の保育士の対応から園の教員が学ぶこともある。

## ○独自の取り組み



### ●ユニバーサルデザイン

- ・ 視覚的な情報で伝える(活動を、写真やイラストで示す)。
- ・ 必要のないものは隠す(絵本棚の向きを変えたりカーテンで隠す)。
- ・ 座る位置の配慮(床に座るときはマットを敷く、誰の横だと安心するか)
- ・ 活動の見通しを事前に伝える
- ・ 説明は短い言葉でする(「まず、〇〇します」「次に、△△します」)
- ・ 子供がわかるように話しかける



### ●インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、全ての子供が心地よい空間つくりを心がけている。お互いに手助けができる子、手助けができない子でも相手のことを笑顔で受け入れてあげられる子に育つことを願っている。

### ●教職員内の記録の共有方法

情報セキュリティに注意しながら、ICTを効果的に活用した記録の共有を計画し、進めている(園専用の端末で日々の子供の姿の写真を撮って共有する。子供の姿に関する記録をクラウド上で管理できるシステムの導入の検討。など)

幼児理解を重視した独自の書式で担任教師が作成し「今」必要な対応を共有する

## ほくぶ幼稚園(幼保連携型認定こども園)

園長 1名

副園長 1名

特別支援教育コーディネーター 1名

保育教諭（常勤）26名

（非常勤）4名

子育て支援員（非常勤）1名

園の基礎情報	
設置者	私立
類型	幼保連携型認定こども園
教育時間・保育時間	8:30～15:00 早朝保育 7:30～ 延長保育～18:30

園児数（2020年2月現在）

0～2歳児 45名

3～5歳児 180名

（保育園児約140名 幼稚園児約90名）

職員配置

基本的に担任2名体制だが、年長は2クラス  
5名体制

### ○園の状況

### ●支援を要する幼児数

診断や意見書が出ている幼児数は14名（3才児クラスに4名、4歳時クラスに6名、5才児クラスに4名）。

障害の種類は知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害、ADHDを伴う自閉症スペクトラム障害、言葉の遅れ、聴覚障害、発達障害疑いなど。診断や意見書は出でないが支援を要すると考えられる幼児数は15名（3歳児クラスに6名、4歳児クラスに6名、5才児クラスに3名）。

### ●支援会議の開催

学年ごとの会議を月2回、特別支援部の会議（園内委員会）を月1回定期的に開いている。学年会で気になる子の姿を話し合い、特別支援部の会議（園内委員会）で議題を出し話し合う。

## ○個別の指導計画について

園で独自に作成した書式を使い、担任教師が計画を作成する。幼児の現在の姿や、育ってほしい姿を月2回の学年会議で話し合い、学年全体で共有している。昨年度まで2つ作成していた計画書(個別の指導計画、個別の教育支援計画)を今年度から「個別教育支援計画」として一本化し、作成の効率化を試みている。

### ●作成手順

- ・子どもの姿、願い等を学年会で話し合い担任教師が作成する。
- ・作成後、副園長と特別支援教育コーディネーターは担任教師から聞き取りを行い、記載内容を確認する。
- ・特別支援部の会議において、特別支援教育コーディネーターは担任教師に助言を行う。
- ・必要に応じて、療育機関や児童発達支援センターから助言を受ける。

### ●書式

- ・園が作成した独自の書式を使用している。
- ・幼児理解の観点から記載できるようにしている。
- ・「子どもの願い」の他、当該幼児の週毎の目標と課題を記入する。

### ●運用と活用

- ・教師間で情報を共有する際に活用する。
- ・運用するなかで、幼児の課題が明確になる。また、幼児が伸びる瞬間を教師が判断するのに役立つ。
- ・指導場面で対応する際に役立つ。たとえば、言葉かけのタイミングや伝え方がわかるなど。
- ・作成の過程で、幼児や保護者の願いを聞く機会が得られる。

## ●特別支援教育コーディネーターの役割

月1回の特別支援部の会議（園内委員会）の中で、担任教師が作成した個別支援計画へのアドバイス、支援の仕方についてのスーパーバイズを行う。必要に応じて保護者面談への同席等、担任が行う業務のサポートを行なう。また、保護者に外部機関を紹介したり、園が保護者や外部機関と連携する際の窓口となる。

## ●書式の改善と日々の記録の活用（作成の効率化）

書式を変更して、2つ作成していた計画（個別の指導計画、個別の教育支援計画）を1つ（個別教育支援計画）にした。また、作成にあたっては、担任教師が日常的に行っている「ちょっとした記録」を参考することにより、時間削減になっている。



## ○外部の専門機関との連携

- ・児童発達支援センター、放課後等デイサービス  
同敷地内に設置されており、支援方法等について相談し助言を得るなど密に連携している。
- ・県の療育機関  
療育や相談ができる場として保護者に紹介して療育に繋ぐほか、園が専門的な助言を得ながら、連携して支援にあたる。
- ・児童発達支援・福祉相談所  
障害のある幼児に関する相談や、福祉制度の利用等について、保護者に紹介する。

## ○独自の取り組み



### ● 2人担任制

2名のうち1名は特別支援担当とし、子ども1人1人の活動を捉えて、特別な配慮を要する幼児に「今」必要な対応を行うようにしている。



### ● インクルーシブ教育

インクルーシブ教育を園全体で掲げ、担任教師自身が試行錯誤しながら考え、取り組むことを園がサポートしている。配慮を要する幼児に対して、個別の支援を行うほか、小グループでの取り組みなども実践している。地域の中で育っていくことを常に意識している。



### ● 視覚的情報の利用

視覚化した表示は、幼児全体に向けてさりげなく示すようしている。また保護者と相談のうえ、他児も補聴器などの器具や障害特性について理解できるように紙芝居を作成し、わかりやすく説明する試みも行っている。



### ● 特別支援のための専門部を設置

「特別支援部」を設置し、チームによる対応や、担任教師が行う支援のサポートを行なっている。



## ●教職員内の記録の共有方法

日誌、月次計画、年間計画、年間まとめなどを作成し、毎週クラス担任が集まって相談する際や、月2回学年ごとに行う定例会議で共有する。また個別教育支援計画と共にノート（個別ファイル）が教室に置かれていて、日々の幼児の姿がその場で記録され、教師間で共有する仕組みを作り実践している。



全ての幼児に対してこまめに記録を取り、教師間で共有するシステムを構築している

## まんとみ幼稚園

園長： 1名  
教職員数：常勤 15名

非常勤 2名

園の基礎情報	
設置者	私立
類型	幼稚園
教育時間・保育時間	9時から 14時 (金曜 11時半まで)

園児数（2019年度）

3歳児 49名

4歳児 52名

5歳児 37名

合計 138名

### ○園の状況

#### ●支援を要する幼児数

障害の診断を受けている幼児は3歳児クラスに1名、5歳児クラスに1名在籍。療育を受けている幼児は、3歳児クラスに7名、4歳児クラスに6名、5歳児クラスに4名。

診断や療育を受けていないが、特別な支援が必要だと考えられる幼児は、3歳児クラスに3名、4歳児クラスに9名、5歳児クラスに7名。支援を要する幼児の合計は36名。

#### ●支援会議の開催

障害のあるなしに関わらず全幼児のことを学期に1回は話し合い、考察している。4、5歳時クラスの幼児については全スタッフで、3歳時クラスの幼児については、担任教師と直接かかわりのある教師が入って会議をする。それ以外にもクラスや学年でケース会議を2週間から2ヶ月に1回程度行っている。

## ○個別の指導計画について

個別の指導計画という形式では作成していないが、一人一人の幼児に対してこまめに記録、考察を行い、次の援助を考えている。

定期的に会議の場を設け、教師間で情報の共有を行っている。

### ●記録の作成手順

- ・記録は気付いた教師が誰でもすぐに書けるように準備している。
- ・原則的には1週間単位で全ての幼児の記録が更新されるようにしているが、必要があれば、同じ幼児に対して連日書くこともある。

### ●記録の書式

- ・A5の所定の記録用紙に個別に書く。
- ・定期的な考察以外にも、こまめに記録を記載する。
- ・年長児はボードとマグネットを使って活動の様子を毎日視覚化している。このボードを作成することで、午前中の活動時間に各幼児が何をして遊んでいるのかが一目でわかるようにしている。それをコピーして、各クラスの担任教師がメモをする形での情報共有も行っている。

### ●記録の運用と活用

- ・必要な時には全ての教師が読めるようにしているため、情報の共有及び教員間の連携に役立つ。
- ・記録の内容は、考察（会議）と要録の作成の際に特に役立つ。
- ・考察することで、次の援助を見つけることができる。
- ・一人一人の幼児について、何が好きで、何を楽しいと思っているかということを知る上で、記録は大変役立つ。

## ●特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは配置していない。障害のある幼児などが園生活を送る上で中心となる教師は、担任教師（縦割り）と学年スタッフである。担任教師と学年スタッフは、こまめに連携を取り、特別な支援を要する幼児などの情報を共有している。

排泄の具体的な援助の仕方などは、連携している療育センターの方針に沿うようにしている。主に関わる教師が支援・援助を行っているが、他の教師もその内容を把握している。幼児の安心のために、できるだけ本人が安心できる「仲良しの先生」がかかわるようにしている。



## ○外部の専門機関との連携

- ・療育センター： 必要な時は、資料を送ってもらう。園からセンターを訪問して療育中の様子を見学することもある。
- ・臨床心理士： 2か月に1回来園し、当該幼児の見立てを行う。保護者からの相談にも対応している。
- ・専門家など： 専門家を呼んで研修を実施している。

## ○独自の取り組み

### ●環境の工夫

パニックを起こしやすい幼児がクラスの中で落ち着いて生活できるように、部屋の中を棚で仕切ったり、小さな敷物を敷いたりしている。当該幼児がクールダウンしていることもあるし、別の子どもが片づけをしたくなくて隠れている場合もある。使い方を決めていくわけではないが、当該幼児が必要な時は、事情を伝えて交代してもらっている。

### ●縦割り保育

ファミリーという縦割りの集団を構成して園生活の土台を作っている。活動の中で幼児同士も相手の気持ちを感じとれるような環境を、配慮・工夫している。例えば、聴覚優位、視覚優位など、幼児の特性に応じて情報の伝え方を変えたり、活動の中で年長児と年少児のペアを作ったりする。このことで多様性が当たり前のことになると考えている。

### ●教職員内の記録の共有方法

A5の記録用紙を互いに確認するという情報共有の他、朝や降園後に会議を行う。クラスや学年でのケース会議も頻繁に行う。日々の会議では、全ての教師が発言するようにしている。

ICTを活用したデジタル記録を採用し、作成の効率化と情報共有を重視する

## 認定向山こども園（幼保連携型認定こども園）

園の基礎情報	
設置者	学校法人 仙台こひつじ学園
類型	認定こども園
教育時間・保育時間	7:30~18:30

クラス人数と教員配置（令和元年度）

	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
幼児数	12	12	18	63	73	78	256
担当教員	2	2	1	3	3	3	15
フリー教職員		2	2	3	2	1	10

他、園長1名・副園長1名、主任1名、ゆうやけの時間  
対応フリー教員 3名

## ○園の状況

### ●支援・配慮を要する幼児数

	3歳	4歳	5歳
診断名あり	3名	3名	2名
診断名なし	各学年1~2名程度		

主な診断名：

自閉症スペクトラム障害、言語の遅れ、広汎性発達障害、  
視覚障害、など

### ●支援会議の開催

- 全園でまとまっての定期的な会議は開催していない。
- これまで学級担任と副担任（フリーの教師含む）が、学級ごとに週に1回程度話し合う機会を持つようになっていた。しかし、勤務調整が難しく時間の確保が難しいため、現在は園児の昼食の時間などを活用しながら、15分程度の話し合いを重ね、情報共有している。



## ○個別の指導計画について

障害児だからという特別な枠組みでとらえるのではなく、障害の有無にかかわらず、園児一人ひとりに沿った指導を実践している。園児の将来を見据えたニーズをもとに、園では何ができるのかという視点から計画を立てている。また、個別の指導計画を活用した振り返りを通して、対象児の理解を深め、指導に役立てている。

### ●作成手順

- ・担任が中心となり、月ごとの全体の指導計画を作成する。
- ・作成にあたっては、年長の終わりまでに育ってほしい姿（いわゆる『10の姿』）を参考に、年中の終わりの姿や年小の終わりの姿について、教員が願う姿を遡って考え、それに向けて今何が必要なのか、今後何が必要になるのかを考える。

### ●書式

- ・園独自の書式による。
- ・書式には、『10の姿』に加えて、特別な支援や個別の配慮が必要な幼児を意識し、『集団生活』『遊び』『その他』の3項目を加えている。「その他」の項目には、生活面に関する内容などを記載するが、その内容は幼児の年齢によって異なる。また、「できる・できない」という表面的な評価ではなく、「こんな風になれたら良い」という視点（教員の願う姿）から記載するよう努めている。

### ●運用と活用

- ・指導後の「振り返り」で活用している。
- ・その幼児の先のことを思い描いて個別の指導計画を作成することで、振り返りのポイントが明確になる。個別の指導計画を活用した振り返りを行うことで、教師間の情報共有（教師間の認識の違いなどに気づくこと）ができ、共通認識が得られる。
- ・この振り返り内容を、次の計画を練り直すための手掛かりとして活用している。

### ●特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターについては、本園では特別に配置しておらず、対象児に直接かかわっている担任や副担任、フリーの教師が必要に応じて、園長と相談しながら教育内容について検討している。

## ●デジタル記録の活用とICT化（作成の効率化）

・全体の指導計画や個別の指導計画作成の元となる日々の幼児の記録については Google フォームを活用している。「園児の名前」「遊びの名前」「遊んでいる場所」などを選択し、「その時のエピソード」を記入（ナラティブ・アセスメント）するようになっている。これにより、必要に応じて、園児別や遊びの内容別などで整理することができる。また 5 領域や 10 の姿といった視点も取り入れるなど、記録や整理、分析を効率的に行えるという利点がある。

## ○外部の専門機関との連携

### ●仙台市児童発達支援センター「たんぽぽホーム」(社会福祉法人仙台はげみの会)

親子通園による子育てや発達支援を行う機関である。就園や就学の相談も行っている。就園前には園との連絡調整や情報提供、就園後には園での対象児に係る助言・指導を行っている。障害のある幼児などの多くは「たんぽぽホーム」からの紹介で入園している。同施設は保護者との連携が密であるため、時として園と保護者の仲介者として重要な役割を担ってくれている。

### ●仙台市発達相談支援センター「アーチル」

発達障害の特性に起因するいろいろな暮らしにくさについて、共に考えていくことができる場所として、あらゆる発達障害児者と家族への相談・支援、関係機関・施設への支援だけでなく、本人・家族と支援者とのネットワークづくりや関係機関との連携による支援体制の推進、普及啓発活動を行っている。向山こども園では必要に応じ、個別のケースで連携を取りながら指導にあたる。最近では教職員の研修を依頼もしている。

## ○独自の取り組み



- “自然と自由遊び” “自由への教育”  
を柱に、子どもが自由感をもって遊ぶことを通して、子ども一人ひとりの思いに添いながら、自主性・自立性を育める教育
- 3つの間「時間」「空間」「仲間」を保証する教育

園の豊かで広大な自然環境を十分に生かしながら、自然の中で思い切り自由に遊ぶ・自然に関わりながら遊ぶ・子どもが自由感を持って遊ぶことを通して、自主性・自立性を育んでいる。

敷地内には様々な特徴を持った園舎があり、3歳以上児の長時間保育のための「じっちゃんち」、3歳未満児が安全に遊べる「ばっぞんち」のほか、3歳児が安定して過ごせることを重視した園舎、4、5歳児がダイナミックに遊べることを重視した園舎などがあり、このほか、地域の子育て支援のための施設もある。



こうした環境のもと、障害の有無にかかわらず、自分にとって居心地の良い時間、空間を見つけ、友だちとの関係はもちろん、園内の教職員やボランティアなどの園外の大人たちとの多様な人とのかかわりと遊びを通して「総合的な人間力」を育んでいる。

- クラス部門  
ばっぞんち（3歳未満児） ゆうぼうの丘（3歳以上児）  
おひさまの時間…子ども同士が学びあう時間  
ゆうやけの時間…多様な人と触れ、経験拡大と咀嚼する時間

### ●教職員内の記録の共有方法

日々の記録については、前述の、Google フォームの活用など、記録の負担が少なく、共有しやすいシステムを採用している。対象児と実際に関わることが多いのはフリーの教師であるが、個別の指導計画の作成は担任が行う。担任が作成することで、障害のある幼児などの対応をフリーの教師に任せきりにせず、担任による状況把握と対象児の理解につながると考えている。

長年にわたるインクルーシブ教育の実践を生かした独自の指導計画を作成・運用する

## 武蔵野東第一・第二幼稚園

近隣にある2園を合計して

園長 1名

副園長 2名

主幹教諭（フリー） 3名

担任(3,4,5歳児担当) 24名

専科 7名

預かり保育担当 10名

(一部自閉症児クラスフリー兼)

園の基礎情報	
設置者	私立
類型	幼稚園
教育時間・保育時間	8:30～13:00(水曜 11:00) 9:30～14:00(水曜 12:00) [預かり保育] 8:00～17:00

幼児数と教師数(第一・第二幼稚園の合計)

	3歳	4歳	5歳	計
普通 クラス	173	172	163	508
自閉症児 クラス	12	23	24	59
担当 教員	8	8	8	24
フリー職員*	8	6	7	21

\*実質関わっている教師の人数（重複有り）

### ○園の状況

### ●支援を要する幼児数

武蔵野第一幼稚園・第二幼稚園を併せて、3歳児クラス12名、4歳児クラス23名、5歳児クラス25名の自閉症の診断がある支援を要する幼児が在籍する。この幼児は自閉症児のためのクラスに在籍する。加えて、（市の支援センターより）支援が必要と言われている幼児が、3年保育の各学年に約20名程度となっている。

### ●支援会議の開催

日々の学年毎の打ち合わせの中で情報共有し、チームでの教育に資する。各自の支援状況や、生活環境の調整等を検討する支援会議は、4月、7月、12月、3月という学期の節目に実施している。支援シートを用いる。学年ごとに担任、フリーの教員、特別支援教育コーディネーターが出席している。

## ○個別の指導計画について

本園独自の個別の指導計画が作成されている。A(Assessment)⇒G(Goal&Objective)⇒保育実践⇒E(Evaluation)のサイクルに沿って個別の指導が行われている。これを「AGE システム」とし、個別の指導計画(AGE 個人教育目標)が作成されている。

本園では、幼児の成長のプロセスを連続的に捉えることができており、個別の指導計画の作成は、幼児の姿の先を見通し、社会に出た時の自立へ繋げるためのものと位置付けている。また、保護者の状態も把握しながら目標を設定し、保護者の困り感にも寄り添いながら、計画を立案している。

### ●作成手順

- ・個別の指導計画の作成は、特別支援教育コーディネーターと相談しながら、自閉症児クラスの担任が作成している。
- ・自閉症児クラスでは、入園前に保護者が記入した「生育調査書」や、「AGE 課題項目集」をもとに、保護者と情報交換をしながら「AGE 個人教育目標」作成している。「AGE 個人教育目標」は2ヶ月単位で見直しがなされ、年間を通して、個人懇談⇒AGE 個人教育目標の設定⇒個人教育目標の振り返り（保護者、担任別々に）⇒AGE 個人教育目標の設定というサイクルとなっている。

### ●書類

自閉症児としての受入れをする場合、保護者はあらかじめ幼児の特性を受容していることから、以下の個別の指導計画を保護者もかかわりながら作成がされている。

#### ① 「生育調査書」

入園前に保護者が記入する。保護者の願いや、幼児の好きなもの、入園までにどのように育ってきたのか等を園が把握し、入園時にスムーズに生活できる環境をととのえるためのものである。「診断の時期」「入園前の療育」「あそびの様子」「家庭環境」「生活習慣」等の項目を設けている。これを教師間で共有することで、学年が上がり、保護者が同じ話をしなくとも入園前の様子を把握することができる。

#### ② 「AGE 課題項目集」

幼稚園から高等専修学校までの育ちの項目が設定されている。高等専修学校卒業までに習得しておきたい課題を10分野に分けて段階を設定している。個人懇談の際には、教

師、保護者双方がチェックしたものを持ちより、指導計画作成に役立てている。

### ③ 「AGE 個人教育目標」

「子どもの成長の把握(A)」「ねらい(G)」「保育実践」「保育の振り返り(E)」というプロセス(AGE システム)の中で設定される。年に 4,5 回、保護者にも配布し、共有している。「生活」、「言語・コミュニケーション」、「知的開発」、「その他」という項目ごとに「目標」、「手立て」、「評価(○、△の三段階)」を記入する。おおよそ次の目標がたてられるまでの 2 ヶ月の期間に必ず○(幼児が達成できた)がつくような目標を設定する。

一つひとつ前の目標に向けてコツコツ取り組んでいくことで、保護者の方が抱えがちな将来への漠然とした不安を少しでも解消したいという願いもある。

### ④ 「プランノート」

教師と保護者が連携して教育にあたるための連絡ノートである。日々の様子と、1 週間ごとの目標を記入する欄がある。目標の部分は「AGE 個人教育目標」をもとに、保護者が 1 週間ほどでできそうなものを予想しながら設定する。また、日々の様子の保護者自身が家庭での幼児の様子を記述し、担任が別の欄にコメントを記入する。保護者の評価、教師の評価をそれぞれ確認してすり合わせることができる。

### ⑤ 「ポートフォリオ・シート」

担任が幼児の育ちの姿を写真で捉え、1 学期に 1 枚ずつ家庭に配布する。AGE 個人教育目標が目標の達成度に関する評価であるのに対し、ポートフォリオ・シートは、幼児の頑張りや気持ちの成長等の非認知的能力の育ちに焦点を当てて記入している。

## ●運用と活用

- ・教師にとっては個別の指導計画を作成するにあたり、自分の言葉で教育実践を整理することができ、書く行為によって振り返ることができる。個別の指導計画を作成することを通して、様々な援助方法を考案し、言語化することに役立っていると感じている。
- ・目標のほかに、手立てを添えることで、保護者が同じ方向を向いて一緒に取り組んでいきやすくなっているのを感じる。幼児期は目標がわからてもどのように達成するかはわからないことが多いので、保護者の対応方法を増やすことにも役立っている。
- ・できた、まだ達成できないと保護者と幼稚園と別々で評価することで、家庭の様子と園の様子の違いを感じることができる。それをきっかけに保護者と話をしながら、幼児にとって家庭でも園でも同じように対応されることが増え、混乱が減り生きやすくなると考えられる。

### ●特別支援教育コーディネーターの役割

実際の教育の現場に一緒にいることで、担任の悩みや、相談にものることができる。また、保護者との懇談では、経験が浅い教師が担任になった時は同席し、保護者が安心できるように配慮している。育ちが見えにくい幼児の教育となるため保護者の気持ちの安定を支援することを重視している。

また、通常級にいる支援が必要な幼児への配慮や、通常級の担任の相談に乗りながら、幼稚園全体で支援な幼児でも暖かく受け止められる雰囲気を作るようにしている。

### ●（作成の効率化に関する事項）

月の目標は、「AGE 課題項目集」から抜粋し、目標を立てるのに活用している。また、5か年分の計画をデータベース化している。これは、特定の系統の目標をたてる時に有効である。

## ○外部の専門機関との連携

- 学園内の「教育センター」の心理職との連携
- 市の発達支援センターの心理職の巡回相談をセカンドオピニオンとして意見交換している。



園児の発表を手拍子で応援する家族の皆さん

## ○独自の取り組み

### ●幼児理解に基づいた教育を実現するために

行事は幼児の生活の幅を広げるため、達成感を得るために大切にしている。一方、保護者はわが子の出来栄えや、他者との比較をしがちであるため、保護者には毎月、研修会を実施して、幼児の姿を通して育つことの意味や、保護者は評価者ではなく、それぞれの幼児が、今いる場からの伸び行く姿を応援する人となるようにと丁寧に伝えている。

教育の様子や願いはあらかじめ保護者の方々と共有することによって、園の雰囲気が作られていく。

## ●保護者同士の交流会

自閉症児クラス、健常児クラス関係なく希望の保護者が集い、自閉症理解についての勉強会やミニコミ誌づくり等の活動を行っている。年に1度、全園児の保護者を対象とし、自閉症勉強会を保護者企画で行っている。100人以上の保護者が参加し子供たちの交流の様子や親睦会をおこなっている。



自閉症児と通常学級のそれぞれの保護者が一緒に開催している交流会の一場面

## ●教職員内の記録の共有方法

教育職員間で円滑に引き継ぎを行うために、「成長の記録」を作成している。「成長の記録」とは、AGEシステムによる指導の結果として、幼児が現状どのような目標をもって取り組んでいるのかを学年末に記載するものであり、教職員間で引き継ぐようにしている。

参考文献：PriPri 特別編集 「発達支援」 世界文化社 2018

## 5. 調査研究3 巡回支援専門員の助言の在り方に関するインタビュー調査の結果

個別の指導計画の作成・運用において、心理職等の専門職が個別の指導計画作成や活用にどのように関わっているのかについて知り、今後果たしうる役割について検討する手がかりを得ることを目的に、巡回支援専門員を導入している園と巡回支援専門員を対象にインタビュー調査を実施した。

### (1) 調査の結果

#### 1) 園長及び担任教師を対象としたアンケート調査結果から

本インタビュー調査を進めるにあたり、調査研究1-1「園長対象のアンケート調査」と調査研究1-2「担任教師対象のアンケート調査」の結果から、個別の指導計画と巡回支援専門員に関する結果を抜粋し以下にまとめる。

##### ① 園長を対象としたアンケート調査結果から

- ・個別の指導計画を作成している園において、作成の主体はクラス担任が最も多い。  
(図1-14)
- ・助言を受けた外部機関として、巡回支援専門員を挙げた園が最も多い。(図1-12-B)
- ・教育委員会による支援による効力感を感じている園は241園中194園と全体の80.5%に達しており、このうち効果実績として巡回支援を挙げた園がもっとも多い。  
(図1-18)

##### ② 担任教師を対象としたアンケート調査結果から

- ・個別の指導計画を作成する際の相談相手として、巡回支援専門員は全体の18.2%を占めている。その割合は園内の職員（管理職76.8%・特別支援教育コーディネーター46.4%・前年度の担任25.7%・加配職員26.1%・副担任18.9%）よりは低いものの、①園長対象のアンケート調査結果でも、助言を受けた外部機関として巡回支援専門員が最も多く挙げられており、約2割の担任が指導計画を作成する過程で巡回支援専門員に相談しているという結果が得られた（表2-4）。

#### 2) 巡回支援に関するインタビュー調査の結果

今回、インタビュー調査で質問した項目は表5-1の通りである。

表 5-1 インタビュー調査質問項目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 巡回支援専門員自身について<ul style="list-style-type: none"><li>・保有している資格</li><li>・どのような立場で入っているか</li><li>・どのような経緯で巡回に携わるようになったか</li><li>・巡回の経験年数</li></ul></li><li>• 巡回支援の現状について<ul style="list-style-type: none"><li>・巡回頻度・時間等</li><li>・巡回支援の目的・期待されている役割等</li><li>・巡回当日の大まかな流れ</li><li>・巡回支援における助言等の支援の効果</li></ul></li><li>• 個別の指導計画について<ul style="list-style-type: none"><li>・巡回支援に際して、個別の指導計画を活用しているか</li><li>・個別の指導計画の作成に関わっているか、関わっている場合、どのような役割を果たしているか</li></ul></li><li>• 個別の指導計画と巡回支援に関する課題・今後に向けての要望等</li></ul> |
|---|

① 幼稚園の活用事例～東京都中央区立明石幼稚園

- 巡回支援専門員自身について
- 巡回支援の現状について
  - ・小学校とセットの形で、月4回、巡回支援専門員としてスクールカウンセラー（以下SC）が入っている。そのうち1回が幼稚園に割り当てられている。同じSCなので、担当している小学校が同じ場合には卒園児のその後のフォローもしやすい。補佐員（加配教員）の申請や就学相談の際にもSCのアドバイスを活用している。
  - ・当時は自由に園全体を見て回ってもらい行動観察してもらう他、担任の方からあらかじめ気になる子を伝えておく場合もある。
  - ・降園後、情報共有や事例検討を行っている。
- 個別の指導計画について
  - ・SCは、個別の指導計画作成に直接関わることはないが、作成前後に担任教師に対する助言を行う。また巡回支援に際しては個別の指導計画を活用している。
  - ・区で幼小中高と「育ちのサポートカルテ」（希望者対象）を作成しており、そこにSCのアドバイスを活用している。
- 個別の指導計画と巡回支援に関する課題・今後に向けての要望等
  - ・個別の指導計画を作成する上で、園での対象児の様子を見てもらい助言を受けるだけでなく、園側が個別の療育や支援の様子を見学させてもらう等、相互に連携ができると良い。巡回支援専門員には、園と外部の専門機関とをつなぐ役割を担ってもらえると助かる。

## ② 東京都の巡回支援専門員の事例

### ・巡回支援専門員自身について

インタビュー調査対象者の巡回支援専門員A氏とB氏（いずれも女性）の保有する資格及び幼稚園への巡回支援の経験年数は以下の通りである。

A氏（東京都C区） 保有資格：公認心理師、臨床発達心理士、教員免許／巡回支援経験年数：13年

B氏（東京都D区） 保有資格：公認心理師、臨床発達心理士、教員免許／巡回支援経験年数：5年（その他、乳幼児健診10年以上）

巡回支援の現状と個別指導計画に関する回答を、表5-2にまとめる。

表5-2 都内幼稚園巡回支援専門員へのインタビュー

質問項目	A氏	B氏
巡回支援の頻度・時間等	・1つの園に年3回訪問。1年で10園くらいを3回ずつ回っている。1回あたり4.5時間（9:30～12:00 休憩を挟んで、14:00～16:00）。それに加え、スポット訪問といい、園から要請があがつたら巡回に出向く。	園と個別契約。各期に対象年齢別に各1回。午前中、自由に観察し、担任教諭らと話し合う。
巡回支援の目的・期待されている役割等	目的：教員への支援。区内に在籍している支援を要する幼児の実態把握の意味合いも兼ねている。 役割：障害のある幼児等への専門的視点からのアドバイス。見立て（アセスメント）や集団活動への助言等。	目的：教員への支援 役割：未就園児も含む、各歳児別ごとに障害のある幼児等への専門的視点からのアドバイス。子供の見立て（アセスメント）や集団活動への助言等。保護者支援に際してのアドバイス。加配教員申請に際しての参考意見。
個別の指導計画とのかかわり	・作成に関わることはなく、作成そのものをしていない園も多くある。	・作成に関わることはない。巡回支援時のチェックリストもなかったので、個人的にチェックリストを作成して使用している。
個別の指導計画と巡回支援に関する課題（今後に向けて）	・要望が多く、対応しきれていない。 ・担任が変わっても、また転園することがあっても、しっかり引き継げるよう個別の指導計画を活用してほしい。	・幼少接続期に果たす役割が大きいと感じているが、制度手時に整っていないため、もっと幼児教育の中で機能していくべきだと感じている。

## ③ 大阪・京都のキンダーカウンセラーの事例

巡回支援に相当する先進的な取り組み事業として、大阪のキンダーカウンセリング事業と京都のキンダーカウンセラー派遣事業を取り上げ、導入初期からキンダーカウンセラーとして支援に携わってきたE氏へのインタビュー調査を行った。

### ・巡回支援専門員自身について

インタビュー調査対象者の巡回支援専門員E氏（女性）の保有する資格及び巡回の

経験年数は以下の通りである。

E 氏（大阪・京都） 保有資格：臨床心理士／巡回支援経験年数：17 年

- 巡回支援の現状について

- SC をモデルとしていることもあり、幼小連携を意識し園をバックアップしている。
- 府全体の事業ではあるが、大阪の場合、契約は園と個別に行うため、週 1 回～各学期に 1 回、と頻度は園との契約による。

- 京都市では各学期に 1 回、巡回支援を行っている。

- 個別の指導計画への関わりについて

- 大阪の場合、個別の指導計画の所見（配慮・支援方針）にあたる部分をカウンセラーが書く場合も多い。

- あらかじめチェックリストをもとに巡回支援を実施し、PDCA のプロセスの中で個別の配慮を集団活動の中でどのように活かしていくか、一緒に考えることも多い。

- 個別の指導計画と巡回支援に関する課題・今後に向けての要望等

- 継続して定期的に支援に入ることで、個と集団の双方について教師と一緒に考えることができる。

- 教師の負担軽減につながればと考えている。

## （2） インタビュー調査のまとめ

本インタビュー調査は、あくまでも限られた数の対象者に実施したものである。そのことを前提とした上で、以下、インタビュー調査で得られた回答結果をまとめる。

- 巡回支援専門員が、個別の指導計画の作成に直接関わることは少ない。記録はあっても作成そのものをしていない園もある。
- 個別の指導計画が作成されている場合には、巡回支援に際し対象児の理解のための参考資料として用いられることがある。
- 幼小接続期での支援に関する要望が多く、就園前や卒園後までも含む包括的な支援が求められている。
- 目的は教師への支援であるが、指導内容以外に保護者支援に際して助言を求められることが多い。
- 心理や発達を専門とする同じ巡回支援専門員が、定期的・継続的にサポートに入ることが望ましい。

## V 研究の成果

本研究の目的は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を対象として、個別の指導計画の作成と運用に関する現状を調査し、個別の指導計画の作成と運用の実効性を高めるための条件について検討することである。

まず、園長を対象とした質問紙調査（調査研究 1-1）から、個別の指導計画を作成している園が 72.4%に上ることが明らかとなった。ただし、公立での作成率が 86.4%と高率であるのに対し、私立では 54.4%にとどまっており、設置主体間での差が示された。作成主体については、国立で特別支援教育コーディネーターの割合がクラス担任に次いで高かった。この結果は、国立における特別支援教育コーディネーターの指名率が 97.1%と高いことに関係があると推察された。

運用面については、「指導内容の検討」、「園長と担任間の情報共有」「教員間での情報共有」での活用をしている園の割合が概ね 90%であったが、「保護者との共通理解」においては 80%を割り込む結果となった。このことは、個別の教育支援計画が家庭や関係機関等との連携に重点をおくのに対し、個別の指導計画は幼児等の実態把握や個に応じた指導に重点をおくという、計画の特性を反映したものと考えられた。一方、未作成の理由については、公立及び私立で「時間が足りない」「作成方法がわからない」「専門的知識がない」の割合が国立と比べて相対的に高かった。このことから、設置主体により勤務状況や職員の資質能力に特徴的な違いがあると推察された。

次に、担任教師を対象とした質問紙調査（調査研究 1-2）から、個別の指導計画の作成過程ではほとんどの担任教師が上司や同僚等に相談をしている実態が明らかとなつた。相談相手としては、管理職が最も多く、次いで特別支援教育コーディネーターとなっていた。一方、巡回支援専門員は相対的に少なかつた。この結果は、調査研究 1-1 に示した、特別支援教育コーディネーターの指名が特に私立で少ないと、巡回支援専門員は個別の指導計画に直接的に関与する立場にないことを反映していると考えられた。

ほかに、個別の指導計画の作成した経験のある回答者において、所属する園で作成の手続きが「示されている」とする回答者が 81.7%、内、文書化された「マニュアルがある」とする回答者が 64.4%であった。また、個別の指導計画の様式については、回答者の 94.9%が「定められている」と回答していた。調査研究 1-1 では、未作成の理由として（特に私立において）「様式がない」の割合が高かったが、一方で作成している園においては、手続きや様式が定められているという実態が示された。

運用面については、個別の指導計画に目を通す頻度は「学期に 1 回程度」が 55.4%で最も多く、次いで「月に 1 回程度」が 30.2%であった。また、ケース会議での活用状況は、「ときどき使用する」が 46.2%で最も多いが、一方で「ほとんど使用しない」と

の回答が 24.5% あった。調査研究 1-1 では、「指導内容の検討」のほか、「園長と担任間の情報共有」や「教員間での情報共有」に活用している園の割合が 90% 前後に上っていたが、本結果から活用の頻度は密に高いとは言えない実態がうかがわれた。

個別の指導計画の印象に関する質問では、作成群と非作成群との間で異なる傾向がみられた。「専門的知識を要する」「どのように記載すればよいか分からない」「作成後の使用方法が分からない」「多くの時間が必要だ」を「そう思う」とする割合が、非作成群で相対的に高かった。調査研究 1-1 では、未作成園、特に私立や公立において、「時間が足りない」「専門的知識がない」とする回答の割合が相対的に高かった。本結果はこれと符合する傾向であるといえる。

以上、調査研究 1-1 及び調査研究 1-2 の結果から、個別の指導計画の作成有無に関連して、様式や手続きの有無、専門的知識、時間の充足の要因が影響している可能性が示唆された。

そこで、実際の現場ではどのような様式が使われているのかという点に着目し、調査することにした（調査研究 1-3）。調査対象の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に使用している様式の提供を求め、78 園から様式の提供を受けた。様式に記載された項目により整理した結果、5 種類に分類が可能であった。すなわち「生活と遊びの形式」「療育の視点の形式」「5 領域の形式」「幼児をとらえる視点が明示されておらず記入者に任されている形式」「その他（個別の教育支援計画を含む）」である。この内、「5 領域の形式」は他の形式と比べて少数であった。

これらの様式について、研究協力園に意見を求めたところ、遊びはそもそも総合的な活動であるので、計画を立てる際に 5 領域の項目があると書きにくいという指摘があった。一方で、「生活と遊びの形式」については、障害のある幼児などだけでなく、すべての幼児に対応できるという意見が聴かれた。調査研究 1-1 では、個別の指導計画の未作成園において、「（作成の必要性を）感じていない」と回答した園のなかに、自由記述で「全体計画で対応できるようにしている」や「障害の有無に関わらず、個に応じた指導を意識している」といった意見が複数みられた。以上のことから、個別の指導計画を作成している園においても、障害のある幼児などを個別に取り出して捉えるというよりも、園での生活や遊びのなかで捉えることに重点がおかれていることがうかがわれた。

そのほか、研究協力園の意見として、指導の振り返りに 5 領域や 10 の姿の視点を持ち込むことは有効であるとの指摘があった。指導の振り返りについては、調査研究 1-2 の結果で、計画に目を通す頻度やケース会議での使用において、十分に活用されているとは言い難いことが示されている。言い換えれば、指導の振り返りにおいて個別の指導計画がそのツールとして活用されていないといえる。この点について、研究協力園に意見を求めたところ、教師間の対話を通して個別の指導計画を作成し、運用していくシステムを構築すること。5 領域や 10 の姿の視点から幼児の姿を捉えたり、振り返りをしたりすることが重要であるとの意見を得た。

以上、調査研究 1-3 の結果から、個別の指導計画の様式については、園の生活や遊びのなかで障害のある幼児などを捉える視点を踏まえること。作成、運用においては、教師間の対話をベースとし、対話の過程では 5 領域や 10 の姿が個の実態把握や整理の視点として活用できる可能性が指摘された。

続いて、現場での個別の指導計画の作成、運用実態をより深く理解するために、全国に点在する 6 つの園を訪問した（調査研究 2）。個別の指導計画の作成・運用に関する各園の取り組みは、報告書で示した通りである。平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領において、障害のある幼児などの指導にあたっては個別の指導計画を作成し活用することが明記されたところであるが、各園が模索しながら取り組んでいる状況がうかがえた。作成や運用において、教師の負担軽減を重視するといった観点から、ICT を用いた作成システム構築を導入している園もみられた。

最後に、個別の指導計画の作成や運用に際して、外部の専門機関の利用可能性について検討すべく、先取的に巡回支援専門員の活用を試みている自治体の相談員を対象としてインタビュー調査を実施した（調査研究 3）。個別の教育支援計画が保護者の同意のもとで作成され、外部機関との連携のもとで運用されるのに対し、個別の指導計画はそれを前提としておらず、巡回支援専門員等の外部機関は、幼稚園等が作成する個別の指導計画に直接的に関与する立場はない。しかし、インタビューの回答から、個別の指導計画の作成・運用に際して、保護者の了承のもとで外部の専門家から助言を受けられることは、作成にあたる教師をエンパワメントし、個別の指導計画の作成や運用の実効性を高める一助となり得るとの示唆を得た。調査研究 1-1 や 1-2 に示されたように、「専門的知識がない」ことが理由で、作成に踏み出せない園が存在していることからも、外部の専門機関の積極的な活用は検討に値すると言えよう。

本研究では、幼児教育において個別の指導計画の作成・運用の実効性を高める条件について幅広い観点から検討した。幼稚園教育要領に個別の指導計画の作成が明記され、各園が導入を検討し始めた今の時期だからこそ、これまでに幼児教育が重視してきた教育のねらいや指導観をしっかりと踏まえつつ、障害のある幼児などのきめ細やかな指導を実現するためのツールとして個別の指導計画が活用されるよう、今後も検討を続けていく必要がある。また、作成や運用にあたる教師にとって過度な負担とならないよう、園内のシステムを構築する必要があるだろう。

## VI 今後の課題

① 調査研究 1-1 及び 1-2 から、個別の指導計画の作成に様式や手続きの有無、専門的知識、時間の充足の要因が影響していることが示された。また、個別の指導計画が作成されている園においては、指導内容の検討や上司等との情報共有の点において活用されていることが明らかとなつた。ただし、計画に目を通す頻度やケース会議での使用において、十分に活用されているとは言い難い現状も明らかとなつた。

以上の結果を踏まえ、今後は、以下の観点からの個別の指導計画の作成や運用に係る改善が課題として挙げられる。

- ・限られた時間のなかで、効率的に作成できる様式の工夫。
- ・個別の指導計画の作成や運用について、共通の理解を図るための手続き（モデル）の作成。
- ・個別の指導計画と全体計画とが往還的に活用され、全ての園職員が把握、共通理解を図れるようなシステムの構築。

② 調査研究 1-3 から、「生活と遊びの形式」を使用している園が最多だった。一方で、「5 領域の形式」については、遊びはそもそも総合的な活動であるので、計画を立てる際に 5 領域の項目があると書きにくいという指摘があった。以上の結果から、以下のような課題が挙げられる。

- ・個別の指導計画の様式は、全体的な活動のなかで個の特性を捉えられるようなものが望ましい。
- ・個別の指導計画と全体計画が個別に作成されるのではなく、内容が紐づけられるような様式の工夫が必要。

③ 調査研究 2 から、研究協力園では、ICT を援用した個別の指導計画作成の効率化、外部関係機関との連携の工夫（他機関資料と個別の指導計画の紐付け、教員の研修依頼等）、個別の指導目標や保護者との情報共有の工夫（個別の指導計画で検討した内容の反映等）等に積極的に取り組んでいた。以上の結果から、以下のような課題が挙げられる。

- ・障害のある幼児などへの積極的な指導に取り組んでいる園では、個別の指導計画を作成で終わらせることなく、そこから得られた対象児や指導等に関する内容を関係機関との連携や保護者との情報共有等に活かしている。また、ICT を援用する等して作成

の効率化を図っている園もある。こうした有効な事例を集積し、全国の園での実践の参考資料とする。

④ 調査研究 3 から、巡回支援専門員等の外部機関は、幼稚園等が作成する個別の指導計画に直接的に関与する立場はないが、個別の指導 計画の作成・運用に際して、専門家から助言を受けられることは、作成にあたる教師のエンパワメントや、個別の指導計画の作成や運用の実効性を高める一助となり得るとの示唆を得た。以上の結果から、以下のような課題が挙げられる。

- ・個別の指導計画は、教育の現場で作成・運用されるものである。しかし、障害のある幼児などの指導を行う園では、障害児通所支援や巡回相談支援といった福祉サービスと連携をとる機会が少なくない。こうした実情を踏まえると、福祉サービスとの連携における個別の指導計画の活用について、現場での取り組みの在り方のみならず、法整備についても検討する余地があると思われる。



## 資料 質問紙調查用紙

## 幼稚園及び認定こども園における 障害のある幼児等への指導及び個別の指導計画の実態に関する調査

次ページ以降の項目については、園長先生の方でご確認頂き、回答願います。  
障害の診断または認定を受けている幼児が在園されていない場合におきましても、関連する項目への回答をお願いいたします。

幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領を踏まえ、本調査における「個別の指導計画」、「障害のある幼児等」については下欄のとおりですので、お読みください。

個別の指導計画…個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。そのため、障害のある幼児などの指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

障害のある幼児等…視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD(注意欠陥多動性障害)などのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある者も含まれる。

## I 貴園の教育体制についてお尋ねします。

1. 設立主体及び園の形態を選択してください。

設立主体  国立  公立  私立

園の形態  幼稚園  認定こども園(幼稚園型)

認定こども園(幼保連携型)

2. 以下の表に学級数と在籍園児数をご記載ください。4年保育を採用されている場合には、「満3歳児クラス」の欄への記載もお願いします。

	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	満3歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
学 級 数							
幼 児 等 数	名	名	名	名	名	名	名

3. 以下の表に教員数をご記載ください。

勤務形態 教職経験年数	常勤	非常勤
1年未満	名	名
1年以上3年未満	名	名
3年以上5年未満	名	名
5年以上10年未満	名	名
10年以上	名	名
合計	名	名
内、特別支援学校 教員免許取得者	名	名

4. 加配の教員（あるいは、障害のある幼児等の見守りを主業務とする教員）を配置されていますか。

配置している（名）

配置していない

5. 特別支援教育コーディネーターの指名はされていますか。

あり（園長 副園長 教頭 主幹教諭 指導教諭  
教諭 その他 [ ]）

（内、特別支援学校教員免許取得者：名）

なし

## II 貴園における障害のある幼児等の在籍状況についてお尋ねします。

6. 障害の診断または認定を受けている幼児は何名いますか。

\*以下、「幼児」には、乳児も含むこととします。

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	満3歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
名	名	名	名	名	名	名

7. 障害の内訳をご記載ください。

視覚障害	聴覚障害	知的障害
名	名	名
肢体不自由	ダウン症候群	筋ジストロフィー
名	名	名
自閉症スペクトラム	注意欠陥多動性障 (ADHD)	学習障害 (LD)
名	名	名
医療的ケア児	その他 ( )	その他 ( )
名	名	名

\* 重複する場合は、主な障害名（当該幼児について、特に支援ニーズの高い特性の原因となっている障害）でカウントしてください。

8. 障害の診断または認定を受けてはいないが、行動面などに困難さがみられ発達障害の可能性のあるお子さんは何名いますか。

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	満3歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
名	名	名	名	名	名	名

9. 就園時点で、既に療育支援（児童発達支援事業等）を受けていた障害のある幼児等は何名いますか。把握されている数でご記載ください。

(　　名)

### III 貴園における、障害のある幼児等への指導体制についてお尋ねします。

10. 障害のある幼児等やその指導に関する外部研修に参加された先生はいますか。昨年度の実績でお答えください。

いる (　　名)  
 いない

11. 園内の教職員が集まり、障害のある個々の幼児等への指導等について検討する場を設けていますか。

設けている  
 設けていない

12. 障害のある幼児等の指導に関して、園外の関係機関や専門家の助言を受けられていますか。

受けられている ☞ 下欄から、昨年度内で実際に助言を受けた関係機関について該当するもの全てに✓を付けてください。

受けられていない ☞ 質問13にお進みください。

巡回支援専門員、 児童発達支援センター・事業所、 医療機関、  
 相談支援事業所、 保健センター、 児童家庭支援センター、  
 児童相談所、 特別支援学校、 教育委員会、 大学、  
 その他 (　　)

## IV 貴園における、個別の指導計画の作成と運用状況等についてお尋ねします。

13. 貴園では、障害のある幼児等への指導において、個別の指導計画を作成していますか。

- 作成している ☺ 質問14にお進みください (16、17は回答不要)。  
 作成していない ☺ 質問16にお進みください。

14. 質問13で「作成している」と回答された方にお尋ねします。個別の指導計画は主にどなたが作成することになっていますか。

- 園長  
 副園長  
 教頭  
 主幹教諭  
 指導教諭  
 クラス担任  
 特別支援教育コーディネーター  
 特に決まっていない  
 その他 ( )

15. 質問13で「作成している」と回答された方にお尋ねします。個別の指導計画は、どのような点で、どの程度活用されていますか。各項目について、該当する番号一つを○でお囲みください。

項目	活用の程度	活用している	やや活用している	あまり活用していない	活用していない
障害のある幼児等への指導内容の検討（支援課題の抽出、方法の検討、評価等）	1	2	3	4	
園長（または副園長）と担任における情報共有	1	2	3	4	
教員間での情報共有	1	2	3	4	
保護者との共通理解	1	2	3	4	

☺ 上記項目以外で、特に「活用されている」ことがございましたら、下欄にご記載ください。



16. 質問13で「作成していない」と回答された方にお尋ねします。個別の指導計画を作成していない理由は何ですか。各項目について、該当する番号一つを○でお囲みください。

項目	該当程度 当てはまる	やや 当てはまる	あまり當て はまらない	當て はまらない
時間が足りない	1	2	3	4
作成方法がわからない	1	2	3	4
専門的知識のある職員がいない	1	2	3	4
様式がない	1	2	3	4
作成後の活用の仕方がわからない	1	2	3	4
該当する幼児がない	1	2	3	4

☞ 上記項目以外で、作成していない理由がございましたら、下欄にご記載ください。

17. 質問13で「作成していない」と回答された方にお尋ねします。今後、貴園において、個別の指導計画作成の必要性を感じておられますか。

- 必要性を感じている
- 必要性を感じていない
- その他 ( )

## ▽ 教育委員会及び教員養成系大学についてお尋ねします。

18. 教育委員会では、各種研修、専門家チームの派遣、巡回相談等を通して、現場への側面的支援を行っています。貴園では、教育委員会による支援を受けられてきましたか。昨年度実績で、該当するもの全てに✓を付けてください。

- 各種研修
- 専門家チームの派遣
- 巡回相談
- 特に受けていない ☞ 質問20にお進みください。
- その他 ( )

19. 教育委員会による側面的支援は、園における障害のある幼児等への指導に関して、役立っていると感じておられますか。

- 感じている
- 感じていない
- どちらとも言えない

20. 今般、教育職員免許法施行規則が一部改正されました。これにより、幼稚園教諭の養成課程においては、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目（1単位以上）を必修とすることになりました。一方で、養成段階の課題として実践力の育成が挙げられてきています。実践力の観点から、養成段階における課題は何だと思われますか。各項目について、該当する番号一つを○でお囲みください。

該当程度 項目	課題である	やや 課題である	あまり 課題ではない	課題ではない
障害の基礎的知識	1	2	3	4
障害のある幼児等への具体的な指導法	1	2	3	4
障害のある幼児等の見方 (課題抽出、アセスメント)	1	2	3	4
個別の指導計画の作成方法	1	2	3	4
障害のある幼児等への指導におけるチームアプローチ	1	2	3	4
障害のある幼児等の保護者への支援	1	2	3	4

☞ 上記項目以外で、課題があるとお感じになること、また養成校の指導に求めたいことがございましたら、下欄にご記載ください。



ご回答ありがとうございました。

コード番号：

**幼稚園及び認定こども園における  
障害のある幼児等への指導及び個別の指導計画の実態に関する調査**

次ページ以降の項目については、障害のある幼児等が在籍するクラス担任の先生がご回答ください。

障害の診断または認定を受けている幼児が在園されていない場合におきましても、関連する項目への回答をお願いいたします。

幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領を踏まえ、本調査における「個別の指導計画」「障害のある幼児等」については下欄の通りですので、お読みください。

個別の指導計画…個別の指導計画は、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。そのため、障害のある幼児などの指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

障害のある幼児等…視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある者も含まれている。

はじめに、あなたのプロフィールについてお尋ねします。  
該当するものに○をつけて、お答えください。

●所属園は→（国立／公立／私立）

●所属園は→（幼稚園／幼保連携型認定こども園／幼稚園型認定こども園）

●担当するクラスの幼児数 →  
(10人未満／11～19人／20～29人／30人以上)

●教職経験年数 →  
(1年未満／1年以上3年未満／3年以上5年未満／5年以上10年未満／10年以上)

●特別支援教育教員免許状の取得 →（有／無）

●障害のある幼児の指導等に関する研修の参加経験  
→  
(0回／1回／2～3回／4～6回／7回以上)  
・過去1年間では→  
(0回／1回／2～3回／4回以上)

以下の質問では、該当するものに✓をつけて、お答えください。

1. 障害のある幼児について、個別の指導計画を作成していますか。

- 作成している →質問2に進んでください。  
 作成していない →p.7へ進み、質問16~19の回答をお願いします。

2. あなたの園では、個別の指導計画を作成するための手続きが示されていますか。

- 示されている (→□マニュアルがある □マニュアルはない)  
 示されていない

3. あなたの園では、個別の指導計画の様式が定められていますか。

- 定められている  
〔  
     園で独自につくった様式  
     他園を参考にして作った様式  
     自治体が作成した様式  
〕  
 定められていない

4. あなたの園の個別の指導計画の様式には、どのような項目がありますか。該当するもの全てに✓をつけてください。

(記載する際の観点)

- 基本的生活習慣  
 社会性  
 対人関係  
 集団生活（集団参加）  
 行動面  
 情緒面  
 運動面  
 身体機能  
 作業  
 言語・表現  
 その他( )

(記載内容)

- 幼児の姿（幼児の実態）  
 課題  
 目標  
 具体的な援助方法（手立て）  
 援助方法（手立て）の評価  
  
 保護者の願い  
 教員（担任）の願い  
 幼児の興味や関心  
 その他( )

5. 個別の指導計画を作成する過程で、誰に相談しましたか（複数回答可）。

- 管理職
- 特別支援教育コーディネーター
- 副担任
- 学年主任
- 前年度の担任
- 非正規雇用の職員（加配職員を含む）
- 巡回相談専門員
- その他（）
- 誰にも相談していない

6. 個別の指導計画を作成する過程で、他機関や専門家等から助言を受けましたか？

- 受けた →どのような機関・職種でしたか（例：巡回相談専門員）
- 受けていない

7. 作成した個別の指導計画の内容を教職員間で確認（共有）することはありますか。ある場合に、主な相手は誰ですか（複数回答可）。

ある

- 管理職
  - 特別支援教育コーディネーター
  - 副担任
  - 学年主任
  - 前年度の担任
  - 非正規雇用の職員（加配職員を含む）
  - 保護者
  - その他（）

ない

8. どのくらいの頻度で個別の指導計画に目を通しますか。

- 毎日
- 週に1回程度
- 月に1回程度
- 学期に1回程度
- 年に1回程度
- 目を通さない

9.どのくらいの頻度で個別の指導計画を書き足したり、修正したりしますか。

- 毎日
- 週に1回程度
- 月に1回程度
- 学期に1回程度
- 年に1回程度
- 書き足しや修正は行っていない

10.作成した個別の指導計画はどのような場所に保管していますか。

- 管理職が管理する場所
- すべての職員が自由に手に取ることのできる共有スペース
- 作成者である個人が管理する場所
- 保管場所は特に決まっていない

(＊上記項目はすべて「個人情報が守られるスペース」であることを前提とする)

11.どのくらいの頻度でケース会議(障害のある幼児の指導に関する検討)を行っていますか。(園内外は問わない。教員間の打ち合わせ等も含む)

- ほぼ毎日
- 週に2～3回
- 週に1回程度
- 月に2～3回
- 月に1回程度
- 学期に1回程度
- ケース会議は実施していない

12.ケース会議(障害のある幼児の指導に関する検討)では、個別の指導計画を資料として使用しますか。

- 必ず使用する
- 時々使用する
- ほとんど使用しない
- 全く使用しない
- ケース会議は特に開催していない

13.保護者面談において、個別の指導計画を資料として使用しますか。

- 使用する→(保護者への呈示は…)必ず呈示する   要望があれば呈示する   呈示しない
- 使用しない

## 担任向けアンケート

以下の質問では、該当するものに○をつけてお答えください。

14. 個別の指導計画は、どのような点で役に立ちましたか。

質問項目	全くそう思わない	そう思わない	そう思う	非常にそう思う
①障害のある幼児の成長を確認できた	1	2	3	4
②障害のある幼児の状態について理解が深まった	1	2	3	4
③指導の目標が明らかになった	1	2	3	4
④指導の内容や方法が明らかになった	1	2	3	4
⑤職員間で情報を共有できた	1	2	3	4
⑥職員間で統一した働きかけができた	1	2	3	4
⑦他の職員と共に検討する時間や場を確保できた	1	2	3	4
⑧保護者と情報共有できた	1	2	3	4

その他 ( )

15. 質問 14 でお聞きしたこととは別に、個別の指導計画の作成後、あなたが感じた効力感についてお答え下さい。

質問項目	全くそう思わない	そう思わない	そう思う	非常にそう思う
①保護者が喜んでくれた	1	2	3	4
②他の職員から労いの言葉を受けた	1	2	3	4
③特別支援教育に関する知識が増えた	1	2	3	4
④自身のスキルアップにつながった	1	2	3	4

その他 ( )

-----以下の質問には、全ての方がご回答ください-----

**16. 個別の指導計画を作成することについて、あなたはどのような印象をもっていますか。**

質問項目	全くそう思わない	そう思わない	そう思う	非常にそう思う
①障害のある幼児と関わる上で必要だ	1	2	3	4
②作成するためには専門的な知識を要する	1	2	3	4
③どのように記載すればよいかわからない	1	2	3	4
④作成後の使用方法がわからない	1	2	3	4
⑤作成には多くの時間が必要だ	1	2	3	4

**17. 個別の指導計画を作成したほうが良い理由について、あなたはどのように考えますか。**

質問項目	全くそう思わない	そう思わない	そう思う	非常にそう思う	わからない
①幼児理解が進む	1	2	3	4	0
②指導のねらいが明確になる	1	2	3	4	0
③具体的な援助方法が明確になる	1	2	3	4	0
④教師の指導の振り返りがしやすくなる	1	2	3	4	0
⑤障害のある幼児の指導について、園内で共通理解が進む	1	2	3	4	0

\*上記項目以外に、作成したほうが良い理由があれば教えて下さい。

**18. 日案、週案、月案のなかに、障害のある幼児への配慮について書き込むことがありますか。**

- 書き込んでいる  
→ ( 必ず書き込む  必要に応じて書き込む)
- 書き込んでいない

## 担任向けアンケート

19. 障害のある児童の指導を進めるうえで、あなたが心がけていることはなんですか？

質問項目	全くそう思わない	そう思わない	そう思う	非常にそう思う
①園生活の姿を記録する	1	2	3	4
②当該児童に関する資料等から発達の状況を把握する	1	2	3	4
③具体的な指導のねらいを考える	1	2	3	4
④関わり方を工夫する	1	2	3	4
⑤環境の構成を工夫する	1	2	3	4

\*上記項目以外に、心がけていることがあれば教えて下さい。

質問は以上です。  
ご協力ありがとうございました。

## 幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究

-幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える個別の指導計画の作成と運用-

2020年3月

### ■学内実行委員(東京家政学院大学)

廣江 彰 (東京家政学院大学)  
新開 よしみ (児童学科)  
吉永 早苗 (児童学科)  
阿尾 有朋 (児童学科)  
中田 範子 (児童学科)  
丹羽 さがの (児童学科)  
柳瀬 洋美 (児童学科)  
和田 美香 (児童学科)  
田尻 さやか (児童学科)  
原田 晋吾 (児童学科)

### ■拡大実行委員

無藤 隆 (白梅学園大学大学院)  
星 茂行 (葛飾区障害福祉課)  
青山 新吾 (ノートルダム清心女子大学特別支援教育センター)  
遠藤 夏美 (社会福祉法人新栄会)  
久保山茂樹 (国立特別支援教育総合研究所)  
小泉かおる (全国心身障害児福祉財団中央愛児園)  
富山 大士 (こども教育宝仙大学)  
宮里 晓美 (文京区立お茶の水女子大学こども園)  
森田 朋子 (熊本県福祉総合相談所障がい福祉課)  
八木亜弥子 (東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎)

### ■事務局(東京家政学院大学)

佐藤 靖子 (総務グループ 事務担当)

### ■研究協力者(協力園)

浅田 裕子 (まんとみ幼稚園)  
加藤 篤彦 (武蔵野東第一・第二幼稚園)  
木村 創 (向山こども園)  
清田 明子 (ほくぶ幼稚園)  
輿水 基 (阿久根めぐみこども園)  
輿水 知子 (阿久根めぐみこども園)  
嶺村 法子 (中央区立明石幼稚園)

(敬称略)

## 謝 辞

研究にあたり、全国の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園において、質問紙調査およびインタビュー調査を実施いたしました。日々の業務で大変お忙しい中、ご回答いただきました園長先生、担任の先生方、巡回支援専門員の先生方に、厚く御礼申し上げます。また、リスト作成や集計作業にご協力いただいた東京家政学院大学の学生の皆様にも感謝の意を表します。ありがとうございました。

幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究  
-幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える個別の指導計画の作成と運用-

2020年（令和2年）3月

東京家政学院大学  
〒194-0292 東京都町田市相原町 2600  
東京家政学院大学現代生活学部児童学科  
電話 042-782-9811（代表）